

遏闡理官向世作  
 遏闡理官向以簡  
 遏闡理官向文耀  
 遏闡理官向秉誠  
 遏闡理官向允迪  
 遏闡理官向世榮  
 毘那官馬超群  
 毘那官麻允保  
 毘那官向良材  
 鄉耆老向成雍  
 鄉耆老向元龍  
 鄉耆老毛国柱  
 鄉耆老馬廷器  
 鄉耆老向翼

注\*は同文の礼部への咨が〔八八一五〕にある。

(1) 干 校訂本は「干」だが「干」か。

## 2-88-25

世孫尚温の、進貢のため耳目官向国垣等を派遣するむねの符文(嘉慶三《一七九八》)

琉球国中山王世孫尚(温)、進貢の事の為にす。

照得するに、敝国は世々天朝の洪恩に沐す。会典に遵依して二年一貢なること、欽遵して案に在り。茲に嘉慶三年進貢の期に当たり、謹んで耳目官向国垣・正議大夫曾諱・都通事鄭章観等を遣わし、表章を齎捧し、官伴・水梢共に二百を過ぎざるの員名を率領し、海船二隻に坐駕し、常貢の煎熟硫黄一万二千六百觔・紅銅三千觔・煉熟白剛錫一千觔を装運し、並びに太上皇帝の御前に進める請安の礼物、銀攢盒二具―黒漆画盆各全・細嫩素光蕉布五十疋・染花棉布五十疋・囲屏紙二千張・護寿紙二千張・精製雅扇一百把を両船に分載し、一船は礼字第一百六十号、煎熟硫黄六千三百觔・紅銅一千五百觔・煉熟白剛錫五百觔・銀攢盒二具―黒漆画盆各全・細嫩素光蕉布五十疋・染花棉布五十疋・囲屏紙二千張・護寿紙二千張・精製雅扇一百把を装載し、一船は礼字第一百六十一号、煎熟硫黄六千三百觔・紅銅一千五百觔・煉熟白剛錫五百觔を装載して、前みて福建等処承宣布政使司に至りて投納し、起送して京に赴きて聖禮暨び聖安を叩祝せんとす。

所有の差去せる員役は、文憑無ければ以て各処の官軍の阻留して便ならざるを致すを恐る。此れが為に王府、礼字第一百五十九

号の半印勘合符文一道を給発し、都通事鄭章觀等に付し収執して前去せしむ。如し経過の関津及び沿海の巡哨官軍の驗実に遇えば、即便に放行し、留難して遅悞するを得ること母からしめよ。須らく符文に至るべき者なり。

## 計開

正使耳目官一員 向国垣 人伴一十二名

副使正議大夫一員 曾 謨 人伴一十二名

朝京都通事一員 鄭章觀 人伴七名

在船都通事二員 <sup>(1)</sup>王成教 人伴八名

在船使者四員 <sup>(2)</sup>豊承祐 <sup>(3)</sup>馬世倬 人伴一十六名

存留通事一員 <sup>(4)</sup>孟宸榮 <sup>(5)</sup>毛廷器 人伴六名

在船通事一員 鄭長禧 人伴四名

管船火長・直庫四名 <sup>(鄭文洙 馮景福 阮世昌 慶安全)</sup>

水稍共

右の符文は都通事鄭章觀等に付し、此れを准けしむ

嘉慶三年（一七九八）

注（1）王成教 久米系王氏。国場里之子親雲上。『宝案』では嘉慶七年の在船都通事、嘉慶八年の進貢二号船都通事として名がみえる。

（2）豊承祐 原文は「禮子祐」だが校訂本頭注で「豊承ノ誤カ」とあり、次の執照にも豊承祐とある。豊氏は首里系。曾謨の譜に

「才府豊承祐翁長里之子親雲上」とあるが、それか（『家譜（二）』四〇一頁）。才府は在船使者にあたる。

（3）馬世倬 嘉慶三年の在船使者。『宝案』では嘉慶十四年の司養瞻大使として名がみえる。

（4）毛廷器 一七五四〜一八一六年（乾隆十九〜嘉慶二十一）。久米系毛氏（普久嶺家）六世。兼本里之子親雲上、のちに普久嶺親方。乾隆四十一年に読書習礼のため福建に赴く。嘉慶三年に存留通事、九年進貢の朝京都通事、十三年接貢の都通事、十七年進貢の正議大夫として中国に渡る。嘉慶五年冊封のとき承応所などの職を勤め、十三年の冊封の際にも仮長史として使節と対応した。嘉慶十二年に正議大夫、十五年申口座に陞り、十六年羽地間切伊佐川地頭、二十年真和志間切与儀地頭となる（毛氏家譜）。

（5）鄭長禧 嘉慶三年の在船通事。宇地原里之子親雲上（『家譜（二）』三三四頁、蔡任貴の譜）。

## 2-88-26

世孫尚温の、進貢のため耳目官向国垣等を派遣するむねの執照（頭号船）（嘉慶三《一七九八》）

琉球国中山王世孫尚（温）、進貢の事の為にす。

照得するに、敝国は世々天朝の洪恩に沐す。会典に遵依して二年一貢なること、欽遵して案に在り。茲に嘉慶三年の貢期に当た